

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

源泉徴収義務者必見! 基礎知識を徹底解説

これだけは押さえない!

給与と報酬の源泉徴収ポイント



近年、副業の推奨や外国人労働者の増加、さらにはテレワークや「すき間バイト」など、多様な働き方が急速に拡大しています。これに伴い、給与や報酬の源泉徴収について、適切な対応が求められています。単に「給与」といっても、当てはめる制度は様々ではなく、源泉徴収の方法もケースによって異なります。また、フリーランスに対して支払う報酬は、源泉徴収が必要なものとそうでないものがあり、正しく理解することが必要です。

1 源泉徴収義務者とは

源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税や復興特別所得税を徴収し、国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。会社や個人協同組合だけでなく、学校や官公庁、あるいは人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者となります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人は、その支払う給与や退職手当について源泉徴収を行う必要はありません。また、給与所得に係る源泉徴収義務を有しない個人が支払う弁護士報酬などの報酬・料金等については、源泉徴収を行う必要はありません。

2 源泉徴収義務者になったら

給与支払事務所等の開設届出書の提出

新たに給与支払事務所等を開設し、源泉徴収義務者になった場合は、1か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

3 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

① 納付期限

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

なお、納付期限が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合は、その休日明けの日が納付期限となります。

② 納期の特例に関する手続き

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄税務署に提出し、承認を受けることで、所得税及び復興特別所得税を年2回にまとめて納付することができます。この特例を利用できるのは、「給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者」です。対象となる支払いは、「給与、賞与、退職手当等、税理士等の報酬・料金」に限られていますが、事務負担の軽減を図るためにも、該当する源泉徴収義務者は申請しておくとい良いでしょう。なお、要件に該当しなくなった場合には、「源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」を提出する必要があります。

納期限の具体例

1月から6月までに支払った所得から源泉徴収した源泉所得税

➡ 納期限：7月10日

7月から12月までに支払った所得から源泉徴収した源泉所得税

➡ 納期限：翌年1月20日

4 給与所得の源泉徴収事務

給与所得の源泉徴収事務には、月々(日々)の給与や賞与などを支払う際に行う源泉徴収の事務と、年末に行う年末調整の事務があります。

① 月々(日々)の給料や賞与などを支払う際の源泉徴収事務

税額表には、「月額表」と「日額表」があり、さらに「甲欄」と「乙欄」に分かれています。扶養控除申告書の提出の有無や給与の支給方法に応じて次のように使い分けます。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表	(1)月ごとに支払うもの (2)半月ごと、10日ごとに支払うもの (3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日額表	(1)毎日支払うもの (2)週ごとに支払うもの (3)日割で支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与

② 年末調整の事務

年末調整は、サラリーマンが確定申告の代わりに行う重要な手続きであり、1年間の所得税額を確定し、過不足を精算するためのものです。月々(日々)の給与等に対する源泉徴収額は、あくまで概算額であるため、年末調整で計算した正確な税額との差額について、還付または納税の手続きを行います。

令和7年度税制改正はどうか?

基礎控除や給与所得控除の引き上げに加え、新たに「基礎控除の特例」や「特定親族特別控除」が創設されました。これらの改正は令和7年分の所得税から適用されますが、月々(日々)の源泉徴収事務は、現行制度に基づく税額表を使用して行います。そして、年末調整で改正制度に基づき計算し、令和7年分の所得税額を精算します。

5 報酬・料金等の源泉徴収事務

業務委託やフリーランスに対して支払いを行う際には、支払金額が源泉徴収の対象となる報酬・料金等に該当するかを確認しなければなりません。該当する場合には、その支払時に一定の税率に基づき、所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付する必要があります。

● 居住者に支払う報酬・料金等で源泉徴収が必要なもの

源泉徴収が必要な報酬・料金等に該当するもの	源泉徴収税額
1 第204条第1項第1号の報酬・料金 ・原稿、挿絵、写真、作曲、レコード等の吹込み、デザインの報酬 ・放送謝金、著作権の使用料、著作隣接権の使用料、工業所有権等の使用料、講演の報酬・料金、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、脚本・脚色・翻訳・通訳・校正・書籍の装丁・速記・版下の報酬・料金、投資助言業務に係る報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
2 第204条第1項第2号の報酬・料金 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士又は弁理士の業務に関する報酬・料金 ・企業診断員、司法書士、土地家屋調査士、海事代理士、測量士又は測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補、技術士又は技術士補、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金	同上
3 第204条第1項第3号の診療報酬 ・社会保険診療報酬支払基金法の規定により社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	(左の診療報酬の額ーその月分として支払われる金額につき20万円)×10.21%
4 第204条第1項第4号の報酬・料金 ・職業野球の選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、競馬の騎手、自転車競技の選手、小型自動車競走の選手又はモーターボート競走の選手の業務に関する報酬・料金 ・モデルの業務に関する報酬・料金 ・職業拳闘家	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42% (左の報酬・料金の額ー1回の支払につき5万円)×10.21%

5 第204条第1項第4号の報酬・料金 ・外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金	(左の報酬・料金の額ー控除金額※)×10.21% ※控除金額…同一人に対してその月中に支払われる金額について、12万円(別に給与の支払があるときは、12万円からその月中に支払われる給与の金額を控除した残額)
6 第204条第1項第5号の報酬・料金 ・映画、演劇その他芸能又はラジオ放送やテレビジョン放送の出演や演出又は企画の報酬・料金 ・芸能人の役務の提供を内容とする事業を行う者のその役務提供に関する報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
7 第204条第1項第6号の報酬・料金 ・ホステス、パンクettホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(左の報酬・料金の額ー控除金額※)×10.21% ※控除金額…同一人に対し1回に支払われる金額について、5,000円にその支払金額の計算期間の日数を乗じて計算した金額(別に給与の支払をする場合には、その計算した金額からその計算期間の給与の額を控除した残額)
8 第204条第1項第7号の契約金 ・役務の提供を約すること等により一時に支払われる契約金	左の契約金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
9 第204条第1項第8号の賞金 ・事業の広告宣伝のための賞金	(左の賞金品の額ー控除金額※)×10.21% ※控除金額…同一人に対し1回に支払われる賞金品の額について、50万円
10 第204条第1項第8号の賞金 ・馬主に支払われる競馬の賞金	(左の賞金の額ー控除金額※)×10.21% ※控除金額…同一人に対し1回に支払われる賞金の金額について、その賞金の額の20%相当額と60万円との合計額

【留意事項】

① 名目が異なっても源泉徴収が必要

報酬や料金が、謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料など、別の名目で支払われたとしても、源泉徴収が必要です。

② 実費の支払いにも注意

実費の交通費や宿泊代であっても、報酬の支払者が直接、交通機関やホテルに支払う場合を除き、源泉徴収が必要です。

③ 消費税の取扱い

原則として、消費税を含んだ額が源泉徴収の対象となります。ただし、請求書などで報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額が明確に区分されている場合には、報酬・料金等の額のみを対象として源泉所得税を計算して構いません。

グロスアップ計算の方法

手取金額が10万円となるように支払う場合の計算方法は以下のとおりです。

支払金額の計算 …… 100,000円÷(1-0.1021)=111,370円
 源泉所得税額の計算 …… 111,370円×10.21%=11,370円
 ※1円未満切捨て
 手取額 …… 111,370円-11,370円=100,000円